



令和 8 年 3 月 16 日
選挙管理委員会事務局

在外選挙人名簿への登録漏れについて

国外で国政選挙を行う場合、最終住所地の市町村選挙管理委員会が管理する在外選挙人名簿への登録が必要となりますが、国外転出前に登録の申請を行う「出国時申請」を行った場合、新たな居住地の在外公館に在留届を提出することによって、登録が行われることとなります。

このたび、当市でこの「出国時申請」の事務を行った際、登録漏れになった事案がありました。

今回登録漏れとなった方は、令和 7 年 10 月に出国時申請を行い、同年 11 月に在留届を現地の在外公館に提出していました。

しかし、当市担当者が、在留届の提出の確認を行うための外務省のシステムに照会を行う際、申請者の情報を誤って入力していたことから、正しい回答が得られないまま調整期間である 4 カ月が経過したため、在外選挙人への登録に至りませんでした。

令和 8 年 3 月 2 日、申請者にこのことをメールで確認したところ、在留届は提出済みであるとの回答があり、調査の結果、外務省のシステムへの入力情報が誤っていたことが原因で、確認ができなかったことが判明しました。申請者には、この原因と経緯について報告し、謝罪しました。

今後は、事務処理の点検・確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。



阿賀野市イメージキャラクター
「ごずっちょ」

【問い合わせ】

担当：選挙管理委員会事務局 星、酒井
電話：0250-62-2510（内線2401）
mail：senkan@city.agano.niigata.jp